

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正します。

2 内容

（1）国民健康保険料の軽減判定所得基準額について

低所得世帯の国民健康保険料における均等割及び平等割の2割及び5割の軽減判定所得基準額については、従来から物価の上昇に応じて引き上げられてきました。令和7年度の経済動向等を踏まえた、国の税制改正大綱に基づき、保険料の軽減措置の基準となる所得金額を引き上げるとする国民健康保険法施行令の一部が改正されることから、第19条第1項第2号及び同項第3号に規定する金額について所要の措置を講じます。

【現行】軽減判定所得基準額

$$\begin{aligned} \text{5割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除（43万円）} + \underline{29.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{※2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{※1} - 1) \\ \text{2割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除（43万円）} + \underline{54.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{※2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{※1} - 1) \end{aligned}$$



【改正後】軽減判定所得基準額

$$\begin{aligned} \text{5割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除（43万円）} + \underline{30.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{※2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{※1} - 1) \\ \text{2割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除（43万円）} + \underline{56\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{※2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{※1} - 1) \end{aligned}$$

※1 給与所得又は公的年金所得がある者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

【具体例】世帯3人全員が国保加入し、世帯主のみ給与収入がある場合

① 5割軽減の場合

(現行) $43\text{万円} + 29.5\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (1 - 1) = 131.5\text{万円}$

例 給与収入約199.2万円 (給与所得131.44万円) 以下の世帯が対象

(改正後) $43\text{万円} + 30.5\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (1 - 1) = 134.5\text{万円}$

例 給与収入約203.5万円 (給与所得134.24万円) 以下の世帯が対象

② 2割軽減の場合

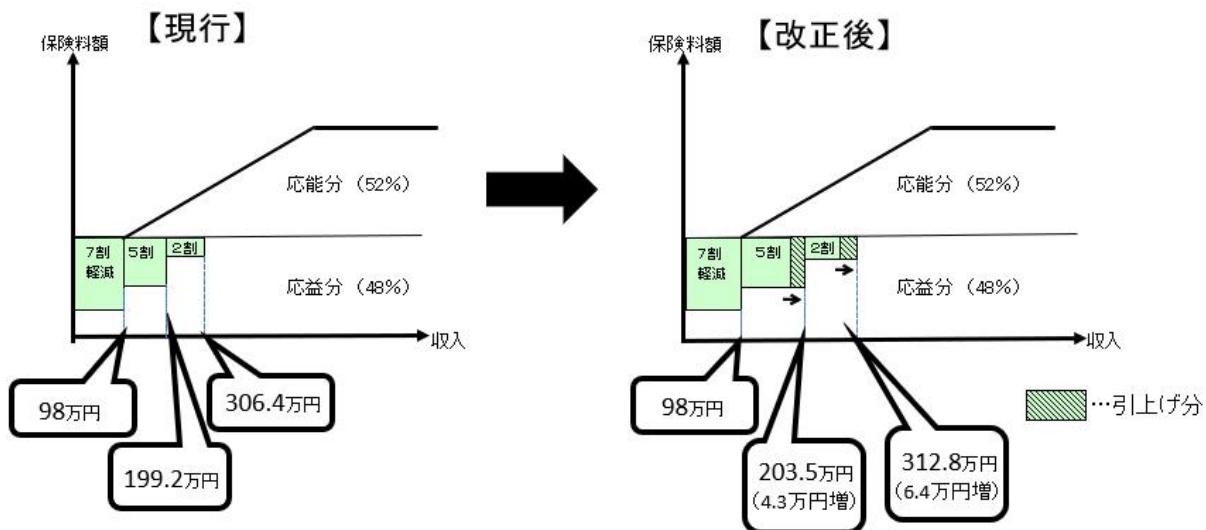
(現行) $43\text{万円} + 54.5\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (1 - 1) = 206.5\text{万円}$

例 給与収入約306.4万円 (給与所得206.48万円) 以下の世帯が対象

(改正後) $43\text{万円} + 56\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (1 - 1) = 211\text{万円}$

例 給与収入約312.8万円 (給与所得210.96万円) 以下の世帯が対象

【軽減判定改正イメージ】



※ 給与収入、3人世帯の場合 (世帯主にのみ給与収入がある場合)

(2) 国民健康保険料の賦課限度額変更について

国民健康保険は、受益と負担の関係や納付意欲に与える影響などを考慮し、保険料の負担額に一定の上限額となる賦課限度額を設けております。

令和7年度の経済動向等を踏まえた、国の税制改正大綱に基づき、基礎賦課額の賦課限度額が65万円から66万円へ引き上げとし、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が24万円から26万円に引き上げるとする国民健康保険法施行令の一部が改正されることから、第19条の4に規定する金額について所要の措置を講じます。

【具体例】世帯3人全員が国保加入し、世帯主のみ給与収入がある場合

①基礎賦課額の場合

(現行) $(9,120,874-430,000) \times 6.35\% + 24,929 \times 3 + 23,343 = 650,000$ 円

例 給与収入約1,107万円 (給与所得912万円) 以上の世帯が対象

(改正後) $(9,278,354-430,000) \times 6.35\% + 24,929 \times 3 + 23,343 = 660,000$ 円

例 給与収入約1,122万円 (給与所得927万円) 以上の世帯が対象

②後期高齢者支援金等賦課額の場合

(現行) $(9,835,776-430,000) \times 2.19\% + 8,641 \times 3 + 8,091 = 240,000$ 円

例 給与収入約1,178万円 (給与所得983万円) 以上の世帯が対象

(改正後) $(10,749,018-430,000) \times 2.19\% + 8,641 \times 3 + 8,091 = 260,000$ 円

例 給与収入約1,269万円 (給与所得1,074万円) 以上の世帯が対象

※ 令和6年度の料率・料額を適用

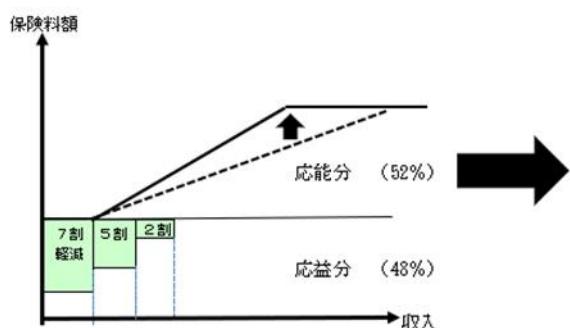
【賦課限度額改正イメージ】

賦課限度額を引き上げずに保険料率を引き上げた場合、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなります。【イメージ図：①】

賦課限度額を引き上げ、高所得者層に応分の負担を求ることにより、中間所得層に配慮した保険料を設定することが可能となります。【イメージ図：②】

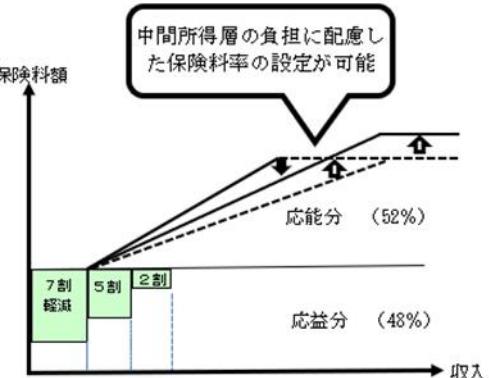
【イメージ図：①】

保険料率の引き上げ



【イメージ図：②】

保険料率及び賦課限度額の引き上げ



3 施行日

令和7年4月1日

なお、厚木市議会への提案時期は、改正政令の公布時期とします。

4 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するため実施しません。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

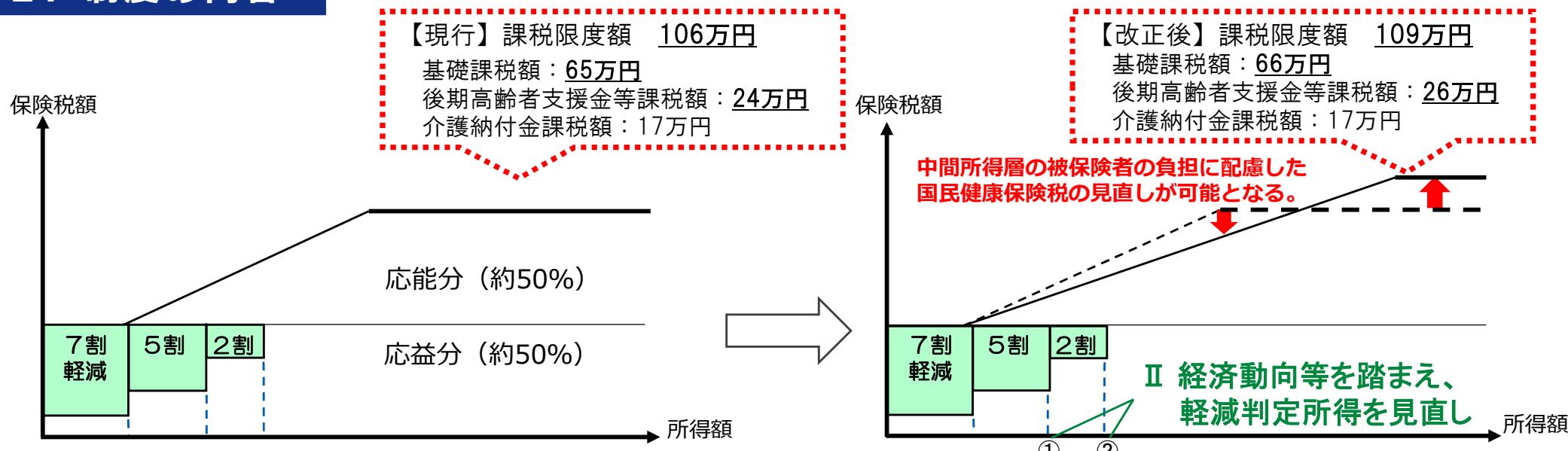
「令和7年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）」抜粋

I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。

II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+29.5万円×(被保険者数*)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+54.5万円×(被保険者数*)

【改正後】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+30.5万円×(被保険者数*)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。